

第2回 金融商品の発生及び消滅の認識

そのう ひろゆき
公認会計士 園生 裕之

1. はじめに

第2回は、金融商品の発生及び消滅の認識について取り上げる。

文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

本稿では、会計基準等を以下のように略称する。
金融商品会計基準：

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会)

金融商品実務指針：

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 最終改正 平成23年3月29日 日本公認会計士協会)

2. 金融商品の発生及び消滅の認識の意味

金融商品会計基準における金融資産又は金融負債の発生及び消滅は、当該金融資産又は金融負債自体の発生及び消滅を意味するものではない。金融資産又は金融負債の発生を認識するとは、財務諸表を作成する企業において、それまで貸借対照表に計上していなかった金融資産又は金融負債を新たに計上することを意味し、金融資産又は金融負債の消滅を認識するとは、財務諸表を作成する企業において、それまで貸借対照表に計上していた金融資産又は金融負債の計上を中止することを意味する。その意味では、発生認識は貸借対照表における当初認識、消滅の認識は貸借対照表における認識の中止と表現した方がわかりやすい(国際財務報告基準や米国会計基準では、「Initial recognition」及び「Derecognition」という用語が用いられている)。ただし、本稿では、金融商品会計基準上の用語に従い、「発生」及び「消滅」を用いる。

3. 発生の認識規準と消滅の認識規準の関係

金融商品会計基準第7項では、「金融資産の契約

上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない。」と規定している。これに対して、同第8項では、「金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。」、同第10項では、「金融負債の契約上の義務を履行したとき、義務が消滅したとき又は第一次債務者の地位から免責されたときは、当該金融負債の消滅を認識しなければならない。」と規定している。

金融商品は契約であり(金融商品会計基準第52項参照)、契約当事者の一方による金融資産の契約上の権利の行使及び権利の喪失は、他方による金融負債の契約上の義務の履行及び義務の消滅となる。これに対し、金融資産の契約上の権利に対する支配の他への移転及び金融負債の契約上の第一次債務者の地位からの免責については、消滅認識の対象となる金融商品の契約当事者の相手方の権利義務の消滅を伴うものではなく、金融資産の契約上の権利に対する支配又は金融負債の契約上の第一次債務者の地位を他に移転する新たな契約についての取扱いを示すものである。

金融商品会計基準第9項では、金融資産の契約上の権利に対する支配の他への移転の要件(以下「支配移転要件」という。)を規定しているが、金融資産の契約上の権利の全部又は一部を移転する契約の当事者の一方が当該要件を満たしているか否かが、他方の金融資産の発生の認識に影響するか否かについて検討されることがある。これは、既に締結されている契約における権利義務の移転として取扱うか、新たに締結した契約における権利義務の発生として取扱うかの問題である。その判断規準として、支配移転要件を用いるのは合理的と考えられる。ただし、金融資産の契約上の権利を移転される当事者においては、支配移転要件を満たしていても、新たな契約上の権利が生じているため、金融資産を認識するという結論には変わりないと考えられる。認識した金融資産に対して、どのような会計処理、表示及び開示を行うかについては、別途検討が必要である。例えば、株式の譲渡契約において、譲渡人が売却又は担保差入れを禁止しているために、譲渡

人においては支配移転要件を満たさず、当該株式の消滅を認識しないことがある。この場合、譲受人においては、譲渡契約に基づいて生じた契約上の権利を金融資産として認識した後、当該金融資産を株式として会計処理し、表示するとともに、売却又は担保差入れに制約がある旨を注記することは、適切と考えられる。

4. 発生の認識規準の原則と例外

既に述べたとおり、金融資産又は金融負債の発生は、原則として、当該金融資産又は金融負債の契約上の権利又は義務を生じさせる契約を締結したときに認識するが、これは、厳密には当該売買契約自体を認識することを意味している。したがって、商品等や有価証券について、契約日と受渡日が異なる固定価格による売買契約を締結したときには、厳密には当該売買契約そのものを先渡契約として認識し、市場相場の変動に伴う当該契約の権利義務から生じる価値を金融資産又は金融負債として認識することになる（金融商品実務指針第233項）。

しかしながら、商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務、有価証券の売買並びに貸付金及び借入金等の認識については、別途の定め（金融商品会計基準（注3）、金融商品実務指針第22項及び第26項）がある。これらの別途の定めについては、さらに例外があるため、これら「別途の定め」における原則が、金融商品会計基準における原則と誤解されがちであるが、金融商品会計基準上は、例外として位置付けられることに留意が必要である。

5. 商品等の売買又は役務の提供に係る契約の認識

金融商品会計基準（注3）では、「商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、原則として、当該商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識する。」とされている。

これに対する例外は、金融商品実務指針第20項に規定されている、当事者間で通常、差金（差額）決済取引（活発な市場があるため現物商品の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置くものを含む。）が予定されている契約については、デリバティブ取引に該当するものとする取扱いであると考えられる*1。

金融商品実務指針第7項では、金融商品会計基準（注3）の取扱いの根拠を、次のように述べている。

- 商品等の売買又は役務の提供に係る契約が締結さ

れたときには、その権利義務は等価であり現金又はその他の金融資産を授受すべき会計上の金銭債権債務は生じていない。

- 当該商品等の受渡し又は役務提供の完了時に、契約条件に従い、はじめてその対価として現金又はその他の金融資産を授受する片務的な権利又は義務に変わる。

しかし、4. で述べたとおり、金融商品会計基準における金融資産及び金融負債の発生の認識規準としては、先渡契約として認識することが原則であり、金融商品実務指針第20項は、そのうち、デリバティブ取引の特徴（金融商品実務指針第6項参照）を有する取引は、デリバティブ取引として取扱うということの意味しているものと解される。したがって、同項ただし書きにおいて、金融商品会計基準の対象外とされている、トレーディング目的（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第60項）以外の将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引で、当初から現物を受け渡すことが明らかなものの取扱いの方が、むしろ例外であると考えられる。例外であることに鑑みると、そのような取引であることを当初から文書化して当該取引部門の責任者の承認を受けるという同項ただし書きの要件は、厳格に運用すべきものと考えられる。

6. 有価証券の売買契約の認識

金融商品実務指針第22項では、「約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う。」（以下「約定日基準」という。）とされている。これは、次のことを理由としている（金融商品実務指針第234項）。

- 受渡期間が短いため、短期間に受渡しが履行され買手は第三者対抗要件を満たすと同時に売手は対価を受領すること
 - 受渡しの履行結果も約定日後短期間に明らかとなること
 - 与信管理を行っていれば通常、不履行のリスクは極めて低いこと
 - 売買契約締結により売手の当該有価証券の将来キャッシュ・フローに対する支配は実質的に買手に移転しており、売買約定日から時価の変動リスク又は発行者の財政状態等に基づく信用リスク等が買手に生じること
- 金融商品実務指針第22項ただし書きでは、約定

*1 リース契約の発生の認識も、金融商品会計基準（注3）と異なっているが、金融商品実務指針第18項において、金融商品会計基準の対象外とされている。なお、リース取引により認識されたリース債権、リース投資資産のうち将来のリース料を受受する権利に係る部分（以下「リース債権等」という。）及びリース債務の消滅の認識、リース債権等の貸倒見積高の算定などについては、金融商品会計基準が適用される。

日基準に代えて保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることもできるとされているため、有価証券の売買契約の認識は、約定日基準が原則であるかのように理解されることがある。

しかし、4. で述べたとおり、金融商品会計基準における金融資産及び金融負債の発生の認識規準としては、先渡契約として認識することが原則であり、有価証券の発生及び消滅を約定日に認識することは、むしろ、例外的な取扱いであると考えられる。

したがって、金融商品実務指針第22項後段に記載されている、約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合はもちろん、非上場株式等のように、市場も取引慣行もない場合においても、原則に従い、買手も売手も約定日に先渡契約として、その権利義務の発生を認識することになる。ただし、基礎商品である非上場株式等に活発な市場がないのであれば、金融商品実務指針第6項に挙げられているデリバティブの特徴のうち(3)を有しないため、デリバティブとして扱われない。非上場株式等の時価が約定日から変動していないと認められる場合、有価証券の発生又は消滅を認識するのは、通常、受渡日となり、売買契約上の価額に基づいて、取得価額又は売却損益を決定することになると考えられる。「通常」としたのは、厳密には、金融資産の発生又は消滅の要件を満たしたときであり、必ずしもそれが受渡日であるとは限らないからである。特に、消滅の認識においては、支配移転要件を満たしているか留意しなければならない。約定日基準で認識する場合も、受渡日において支配移転要件を満たすような契約であるかどうか留意する必要があると考えられる。

なお、受渡しに係る通常の期間とは、上場有価証券であれば、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数であることが容易にわかるが、それ以外の有価証券についても、銘柄ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数であるかどうかを判断しなければならない(金融商品実務指針第23項参照)。

約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合、売買契約を先渡契約として約定日に認識したうえで、決算日における未決済の先渡契約をデリバティブ取引として時価評価し、評価差額を当期の純損益として計上することが原則となる。ただし、当該先渡契約が、有価証券(売買目的有価証券を除く。)の取得又は売却に係るキャッシュ・フローを固定するヘッジ取引として、ヘッジ会計の要件を満たす場合には、ヘッジ会計を適用することができる(金融商品実務指針第236項及び「金融商品会計に関するQ&A」(平成12年9月14日 最終改正 平成26年11月4日 日本公認会計士協会 会計制度

委員会) Q3のA参照)。

7. 子会社株式及び関連会社株式の発生及び消滅の認識

子会社株式及び関連会社株式も金融資産であり、有価証券の保有目的区分の一つとされている(金融商品会計基準第17項参照)。会計基準上の定義はないが、子会社株式及び関連会社株式とは、株式のうち、発行会社が子会社又は関連会社であるものをいうものと解される。「子会社」は、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 最終改正 平成25年9月13日 企業会計基準委員会)第6項に定義されており、「関連会社」は、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(平成20年3月10日 改正 平成20年12月26日 企業会計基準委員会)第5項に定義されている。これらの定義を満たす時点は、金融資産である株式の発生の認識規準を満たす時点と必ずしも同時ではなく、また、これらの定義を満たさなくなる時点は、金融資産である株式の消滅の認識規準を満たす時点と必ずしも同時ではない。株式の発生を約定日基準で認識する場合、通常、発生を認識した時点では、議決権の異動は起こらないため、子会社株式又は関連会社株式には該当しないことがある。また、株式の消滅を約定日基準で認識する場合、個別財務諸表上は、金融資産として消滅を認識し、連結財務諸表上は、株式の消滅認識を取り消したうえで、連結するか持分法を適用することができる。

8. 貸付金及び借入金の認識

金融商品実務指針第26項では、「貸付金及び借入金は、資金の貸借日にその発生を認識し、その返金日に消滅を認識する。」とされている。これは、次のことを理由としている(金融商品実務指針第241項)。

- 金銭債権も金銭債務も償却原価を貸借対照表価額とし、両者とも市場リスク及び信用リスクを反映せず時価評価しないから、契約日と受渡日との評価額は同一となること
 - 継続的な取引を行っている場合、金銭消費貸借の約定日と現金の受渡日は通常同一であること
- 貸付金及び借入金については、商品等の売買契約におけるトレーディング目的以外の取引や、有価証券における約定日から受渡日までの期間に相当する定めがない。しかし、4. で述べたとおり、金融商品会計基準における金融資産及び金融負債の発生の認識規準としては、先渡契約として認識することが原則であることを踏まえると、本来は、貸付金の契約日から資金の貸借日までの間の期間において、デリバティブとしては扱わないまでも、貸出コミット

メントとして認識すべきであると考えられる。貸出コミットメントは、金融商品会計基準の対象であり（金融商品実務指針第19項）、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記することが求められている（同第139項）。

9. 金融負債の消滅の認識に関する実務上の例外

金融資産については、有価証券の減損処理（金融商品会計基準第20項から第22項）や、債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合における直接減額（金融商品実務指針第123項）のように、消滅の認識規準を満たさなくても貸借対照表価額をゼロとすることがある。一方、金融負債については、契約上の義務を履行する可能性がほとんどなくなった場合であっても、貸借対照表価額をゼロとすることはできない。

しかしながら、銀行等金融機関における、いわゆる睡眠預金のように、現行会計基準適用前からの実務慣行を継続し、法律上の債務性が残っている可能性があるものでも、債務履行の可能性を考慮して一定の要件を満たす場合に負債計上を中止（利益計上）し、債権者から返還（支払）請求を受けたときには、それに応じて返還（支払）していることがある。こ

のような場合、厳密には、法律上、金融負債の契約上の義務が消滅したかどうかを検討し、消滅している場合は負債計上を中止し、消滅していない場合は負債計上を継続しなければならないはずである。

この点、実務上の取扱いとして、法律上の債務性が残っている可能性があるものでも一定の要件を満たす場合に負債計上を中止する会計処理が実務慣行として定着している場合には、最終的に債権者から返還（支払）請求されず、債務を履行する可能性が低いことも想定されるため、負債計上の中止自体を否定する必要はないと考えられている。ただし、負債計上の中止処理後、将来返還（支払）請求に応じた場合に費用が発生することになるため、そのような状況から引当金の要件（「企業会計原則注解」（昭和29年7月14日 最終改正 昭和57年4月20日 企業会計審議会）〔注18〕）を満たす場合には、将来の返還（支払）リスクに対する備えとして引当金計上の要否を検討する必要がある（監査・保証実務委員会実務指針第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（昭和57年9月21日 最終改正 平成23年3月29日 日本公認会計士協会）3.（3））。

以上

トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

トーマツグループ公式サイトでは、創刊以来39年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載